

令和7年度長崎県麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施要領

1 目的

麻薬、覚醒剤、大麻、シンナー、危険ドラッグ等（以下「麻薬・覚醒剤・大麻等」という。）の薬物乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因など公共の福祉に計り知れない危害をもたらすものである。本運動は、麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用による危害を広く県民に周知し、県民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用の根絶を図ることを目的とする。

令和6年の大麻事犯の検挙人員は、過去最高を更新した令和5年より減少したものの、6,000人を超え、引き続き高い数値となった。SNS等では大麻に関する誤った情報の流布や大麻の密売をもちかけるような投稿も多い状況であり、大麻事犯の検挙人員全体の7割以上が、30歳未満の若年層であるなど、特に若年層における大麻の乱用が深刻な事態となっている。

薬物乱用を未然に防止するため、国・都道府県・関係団体が緊密に連携し、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるべく、啓発対象年齢層に応じて薬物乱用に関する基礎知識、薬物の具体的な危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法などを周知することで、薬物乱用拡大を防止するための対策を積極的に行うことを徹底する。

2 実施期間

令和7年10月1日から同年11月30日までの間とする。

3 実施機関

主 催 長崎県、長崎県薬物乱用防止指導員協議会

後 援 公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

4 実施事項

(1) 福祉保健部における実施事項

- ① くすりと健康の週間等関連行事における啓発活動の実施
- ② 各種広報機関等による広報の実施
- ③ 薬物乱用防止に功績のあった団体等に対する感謝状の贈呈
- ④ 薬物乱用防止ポスター優秀作品等の展示
- ⑤ 薬物乱用防止指導員、関係団体との連携による啓発活動（薬物乱用防止教室等）の実施
- ⑥ 麻薬・覚醒剤・大麻等に関する啓発資材の作成及び配布
- ⑦ 啓発用ビデオ・DVD等の貸し出し
- ⑧ 長崎こども・女性・障害者支援センターにおける薬物関連問題相談事業推進のための広報の実施

(2) 保健所における実施事項（地域の実情に応じて実施）

- ① 薬物乱用防止指導員、関係団体との連携による啓発活動（薬物乱用防止教室等）の実施
- ② 地域の各種広報機関等の協力による広報の実施
- ③ 薬物相談窓口事業推進のための広報の実施

④ 啓発用資材の配布

5 留意事項

- (1) 感染症等の観点から、地域等の実情に応じて、各実施事項の中止や規模縮小等を含め、柔軟に対応する。
- (2) 啓発資材を作成する場合は、第二百十二回国会における「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」を踏まえ、必要以上に薬物使用の恐怖を煽ることなく若年者の視点を生かしながら、二次予防・三次予防にも配慮した表現等の検討をする。